+	資本金（親）	a
+	資本剰余金（親）	b
+	利益剰余金（親）	c
+	資本金（子）	d
+	資本剰余金（子）	e
+	利益剰余金（子）	f
−	資本金（子）	g
−	資本剰余金（子）	h
−	利益剰余金(子)　注：支配獲得時	u
+	少数株主持分	i
連結	資本金	j
連結	資本剰余金	k
連結	利益剰余金	l
連結	少数株主持分	m

親会社説の連結株主資本＝j＋k＋l　n
経済的単一体説の連結株主資本＝j＋k＋l＋m　o

日本基準では、nのことを連結株主資本と呼んでおり、
oのことは何とも呼んでない（特段の概念はない）わけです。
IFRSでは、oのことを「資本合計」と呼んでおり、
nのことを「親会社の所有者に帰属する持分」と呼んでいるわけです。

では、厳密な意味で「親会社株主に帰属している株主資本」はと言うと、
nでもoでもなく、実は「a＋b＋c」なのです。

要するに、lの説明が付かないわけです。
なぜなら、親会社の利益剰余金と子会社の利益剰余金は全く別だからです。
「c＋f－u」（＝l）には何の意味もないのです。
「c＋f－u」はどの株式にも帰属していないのです。
利益剰余金が親会社帰属分と子会社帰属分をまたいでいるわけです。

親会社が配当に使えるのはあくまでcのみです。
aやbはもちろん、fも使えないのです。
連結上のみの勘定科目である小数株主持分ももちろん使えません。
少数株主持分の具体的中身は、支配獲得時の子会社の、
「少数株主帰属資本金＋少数株主帰属資本剰余金＋少数株主帰属利益剰余金」
に過ぎないのですから（資本金勘定等が複数だとまずいので一括表示しているだけ）。
子会社計上の当期純損益を連結上「少数株主帰属利益剰余金」勘定に加減する、
などという会計処理方法も考えられると思います（少数株主持分で一括表示しない）。

そうしますと、貸借対照表に対する割合という意味における「配当率」
を考えるならば、分母は「c」のみしか考えられないのです。
「a＋b＋c」（＝個別株主資本）も間違いであり、
「j＋k＋l」（＝連結株主資本＝「親会社株主に帰属している株主資本」）
も間違いであり、
「j＋k＋l＋m」（＝IFRSで言う「資本合計」）も間違いなのです。